

□北 33 条東 1 丁目地区地区計画の決定について



1 都市計画の内容

地区計画の決定

- ・ 名称：北 33 条東 1 丁目地区地区計画
- ・ 位置：札幌市東区北 33 条東 1 丁目の一部
- ・ 面積：0.9ha

2 経緯

- ・ 当地区は、地下鉄南北線北 34 条駅周辺に位置し、自動車修理工場等が立地していた。
- ・ 現在、当地区において病院の建築が計画され、自動車修理工場等からの土地利用転換に伴い、都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づき再開発等促進区を定める地区計画の決定に関する都市計画提案が提出された。

3 理由

当地区は札幌市都市計画マスタープランにおいて、高度利用住宅地及び地下鉄駅周辺としての拠点に位置付けられており、交通結節性や基盤整備状況などの地区特性に応じた多様な機能の複合・集積、豊かなオープンスペースの創出・連続化を図ることが求められている。

提案の内容は、地下鉄駅周辺という利便性の高い地区特性に応じた機能として医療施設を導入するものであり、また、歩道状空地等の地区施設等の整備により、ゆとりあるオープンスペース・歩行者空間を創出するとともに、周辺市街地との調和に配慮した土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、建築物の制限や、道路等の主要な公共施設等の配置・規模などを定めるものである。

本提案は都市計画マスタープランの考え方に適合し、地下鉄駅周辺にふさわしい機能導入や豊かなオープンスペース等を創出することにより、拠点機能の充実・強化を図り、高度利用住宅地としての質の高い複合市街地の形成に資するものであることから、都市計画の決定を行うものである。

(参考)

• 都市計画提案制度

一定の要件を満たす場合に、地権者等が地方公共団体に対して都市計画の決定や変更の提案ができる制度

• 再開発等促進区

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るため、一体的かつ総合的な市街地の再開発または開発整備を実施すべき区域を定め、容積率等の制限を緩和することにより、良好なプロジェクトを誘導するもの

(配置図)

